

泉佐野市介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の額の算定等に関する基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45の3第2項、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）第140条の63の2第1項第1号及び泉佐野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第16条第2項の規定に基づき、指定事業者による第1号事業（以下「指定第1号事業」という。）に要する費用の額の算定等に関する基準について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法、施行規則、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）、介護保険法施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号）、地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙）、介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）、実施要綱及び泉佐野市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（以下「運営基準」という。）で使用する用語の例による。

(指定第1号事業に要する費用の額)

第3条 指定第1号事業に要する費用の額は、別表に定める単位数に次条に規定するそれぞれのサービス区分の1単位の単価を乗じて算定するものとする。なお、当該費用の算定に当たっては、施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号。以下「留意事項」という。）に準ずるものとする。

(1単位の単価)

第4条 指定第1号事業に要する費用の額の算定に要するサービス区分の1単位の単価は、次の各号に掲げる額とする。

- (1) 指定相当訪問型サービス 10.42円
- (2) 共生型指定相当訪問型サービス 10.42円
- (3) 指定相当訪問型サービスA 10.42円
- (4) 指定相当通所型サービス 10.27円
- (5) 共生型指定相当通所型サービス 10.27円
- (6) 指定相当通所型サービスA 10.27円
- (7) 介護予防ケアマネジメントA 10.42円

(端数整理)

第5条 前2条の規定により費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(指定第1号事業支給費)

第6条 指定第1号事業支給費の額は、第3条の指定第1号事業に要する費用の額に次の割合を乗じたものとする。

(1) 第1号訪問事業及び第1号通所事業 100分の90

(2) 第1号介護予防支援事業 100分の100

2 法第59条の2第1項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る指定第1号事業支給費について前項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の80」とする。

3 法第59条の2第2項に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る指定第1号事業支給費について第1項第1号の規定を適用する場合においては、同号中「100分の90」とあるのは「100分の70」とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、施行前の指定第1号事業支給費については、なお従前の例によるものとする。ただし、別表1ロ注6、2ロ注6、3ロ注5、4ロ注6及び5イ注3の規定は、令和7年4月1日から適用する。